

投資事業有限責任組合会計規則 参考資料

意見公募	結果公示
<p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（以下「法」という。）第八条第一項の貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び附属明細書（以下「財務諸表等」という。）の記載方法は、この会計規則の定めるところによる。</p> <p>第七条 投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。</p> <p>2 投資は、原則として、時価（<u>金融商品（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）</u>）<u>第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。）</u>）<u>にあつては、計算を行う日において、市場参加者（財務諸表等規則第八条第六十四項に規定する市場参加者をいう。）間で秩序ある取引が行われるとした場合におけるその取引において、組合が受け取ると見込まれる対価の額又は取引の相手方に交付すると見込まれる対価の額）を付すこととする。</u></p> <p><u>3 前項の時価</u>の評価方法は、組合契約に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この会計規則は、<u>年月日</u>から施行する。</p> <p><u>2 中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（平成十年八月二十日。）は廃止する。</u></p> <p><u>3 この会計規則の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第八条第一項の貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び附属明細書（以下「財務諸表等」という。）の記載方法は、この会計規則の定めるところによる。</p> <p>第七条 投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。</p> <p>2 投資は、原則として、時価を<u>付さなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の時価は、金融商品（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。））<u>第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。）</u>）<u>にあつては、計算を行う日において、市場参加者（財務諸表等規則第八条第六十四項に規定する市場参加者をいう。）間で秩序ある取引が行われるとした場合におけるその取引において、組合が受け取ると見込まれる対価の額又は取引の相手方に交付すると見込まれる対価の額とす</u>る。</u></p> <p><u>4 投資に係る資産</u>の評価方法は、組合契約に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この会計規則は、<u>令和五年十二月五日（以下「施行日」という。）</u>から施行する。</p> <p><u>（前文と重複するため削除）</u></p> <p><u>2 この会計規則の規定は、令和六年十月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表等については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等に適用することを妨げない。</u></p>